

# 令和7年11月始良市農業委員会総会 口述書（議長用）

1. 開催日時：令和7年11月28日（金） 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

## 【農業委員】

1番	杉尾 敏憲	11番	本村 正一
2番	白尾 親昭	12番	坂元 廣幸
3番	岩元 律子	13番	牧野田 隆平（欠席）
4番	森山 良久	14番	松元 信道
5番	山下 妙子	15番	平 富士夫
6番	市野 たつ子	16番	内甑 達也
7番	猶木 悟	18番	宮原 千年
8番	市菌 由美子	19番	夏田 恒
9番	大重 孝司		
10番	小長野 誠（欠席）		

## 【農地利用最適化推進委員】

1番	上福元 克己	7番	橋本 好文
2番	長野 洋一	8番	比良 文識
3番	松永 政裕	9番	内村 幸雄
4番	松元 健一（欠席）	11番	扇菌 弘行（欠席）
5番	池端 隆志	12番	柚木 利雄
6番	堂前 澄男		

## 4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 農地転用事業計画変更申請について
05. 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
07. 議案第5号 農地の利用目的変更届について
08. 議案第6号 非農地証明願について
09. 議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
10. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
11. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
12. その他

## 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 農地係主幹 農地係主任主査 農地係主査  
振興係長 振興係主任主査

	事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議長		ただいまから、令和7年1月、姶良市農業委員会総会を開会いたします。 出席農業委員は、18名中16名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。
		———— 会務報告 ———
議長		まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
	事務局	[事務局 報告]
		———— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議長		次に、日程第1、姶良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	委員	『異議なし』
議長		それでは、農業委員12番、農業委員14番に、お願ひいたします。
		———— 日程第2 会議書記の指名 ———
議長		次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の局長補佐兼農地係長と振興係長を指名いたします。
		これから議案の審議では、農業委員会法第31条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。
		なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくお願ひいたします。

—— 日程第3 議案第1号 ——

議長

次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から8番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請の処分決定について、ご説明します。総会資料は、1ページから3ページです。今月の申請件数につきましては、8件となっております。

先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。

それでは、まず、1番について説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、北山の畠が1筆、面積が3, 791 m<sup>2</sup>、田が2筆、面積が3, 945 m<sup>2</sup>、合計面積7, 736 m<sup>2</sup>で、売買による所有権移転です。

以上で、1番の説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、農業委員16番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員

はい、農業委員16番です。調査報告いたします。令和7年11月13日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は4人で、そのうち2人が、現在他地区でもやられておりますが、イチゴの後継者不在ということで、ここを拠点に北山地区の活性化も担っていくということでした。農作業用機械は、譲渡人のものを借用しながら、1~2年は譲渡人も一緒にされるということでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

議長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、引き続き2番につきまして説明します。

譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、豊留の田が1筆、面積が1, 355 m<sup>2</sup>で、贈与による所有権移転です。

以上で、2番の説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関連して、農業委員15番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員15番です。調査報告いたします。令和7年11月14日、譲受人の農場を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人、奥様、技能実習生の3人です。譲受人は、就農して今年で15年目、有機栽培に取り組んで10年目ということで、野菜は、葉物を中心として25品目を栽培している農家です。申請地は、10年間の利用権設定の契約がなされた農地でもあります。農業用機械は、軽トラック1台、トラクター1台、マルチヤー1台です。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き3番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、住吉の田が1筆、面積が687m <sup>2</sup> で、売買による所有権移転です。 なお、次に審議される4番と関連があります。 また、議案第5号、農地の利用目的変更届が提出されております。 以上で、3番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員8番に、次の議案第1号の4番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員8番です。調査報告いたします。令和7年11月18日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と奥様の2人です。農業用機械は、トラクター、草払機、軽トラック、マルチ張り等を所有されています。申請地は、自宅のすぐ裏で1分もかかりません。現在は田ですが、2枚を1枚にして畑として野菜を作つて販売したいとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、引き続き4番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、住吉の田が1筆、面積が1, 355m<sup>2</sup>で、売買による所有権移転です。</p> <p>また、3番と同様に、議案第5号、農地の利用目的変更届が提出されております。</p> <p>以上で、4番の説明を終わります。</p>
議長	<p>本件につきましては、議案第1号の3番で、推進委員8番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。</p> <p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き5番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町小山田の田が1筆、面積が749m<sup>2</sup>で、贈与による所有権移転です。</p> <p>以上で、5番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員3番です。調査報告いたします。令和7年11月18日、行政書士と申請人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、両親と本人です。農業用機械は、トラクター、軽トラック、コンバイン、田植機等、全部揃っております。申請地は、以前から両親が稲作をされているところでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、引き続き6番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、蒲生町白男の畠が1筆、面積が920m<sup>2</sup>で、売買による所有権移転です。</p> <p>以上で、6番の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委 員	<p>はい、農業委9番です。調査報告いたします。令和7年11月16日、譲受人の倉庫にて聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、倉庫のすぐ近くで、その隣に、現在自宅を建築中であり、そこを拠点に行動するとのことです。労働力は、両親、本人、奥様、妹の5人であります。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、引き続き7番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、加治木町小山田の畠が6筆、田が3筆、合計面積が4, 120 m<sup>2</sup>で、売買による所有権移転です。</p> <p>以上で、7番の説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>はい、農業委員3番です。調査報告いたします。令和7年11月18日、行政書士と譲渡人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人と奥様の2人です。農業用機械は、今後トラクターと軽トラックを自己資金で購入予定です。また、当日譲受人にも電話にて聞き取りを行い、当初は開墾や整地をする必要があり、一部委託して作業をすることでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、引き続き8番につきまして説明します。</p> <p>譲受人〇〇、譲渡人〇〇、蒲生町北の田が1筆、面積が1, 967 m<sup>2</sup>で、贈与による所有権移転です。</p> <p>以上で、7番の説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員	<p>はい、推進委員1番です。調査報告いたします。令和7年11月14日、まず、申請地の現地確認を行い、それから譲受人宅を訪問し、聞き取りを行いました。申請地は、奥様の親戚からの贈与であり、以前から耕作されている農地で、よく管理されておりました。譲受人は、約90aの田を耕作されており、農業用機械は、トラクター、田植機、軽トラック、乾燥機等、揃っております。労働力は、本人と息子さんの手伝いをもらうということでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は、举手をお願いします。</p>
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、举手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番については、原案のとおり、決定いたしました。</p>
	———— 日程第4 議案第2号 ———
議 長	<p>次に、日程第4、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、ご説明いたします。総会資料は、4ページ、申請件数は、1件となります。</p> <p>それでは、1番につきまして ご説明いたします。</p>

事務局	<p>これは、申請人〇〇が、加治木町木田の田、2筆、1, 503m<sup>2</sup>を5区画の宅地造成として、先月の総会案件で、11月5日付で5条許可を受けておりましたが、今回、隣接地1筆を加えた3筆で8区画の宅地造成を行う事業計画変更となっております。</p> <p>この後の、議案第4号の5番で、農地法5条申請が、併せて提出されております。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員18番に、議案第4号の5番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員18番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約140mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地と市道、西が田、南が田（転用許可地）、北が宅地と田です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、排水路を確保すること。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	[質疑・意見なし]
議長	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号、農地転用事業計画変更申請について、原案のとおり意見決定と許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第2号、農地転用事業計画変更申請については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。

―― 日程第5 議案第3号 ――

議 長

次に、日程第5、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番と2番について、説明をお願いします。

まず、1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は5ページ、申請件数については、2件となります。

それでは、1番につきまして ご説明いたします。

申請人は、○○、申請地は、永池町の畠、1筆、 $264\text{m}^2$ です。農地区分は、第3種農地、転用目的は、貸駐車場となっております。

参考資料の8ページに始末書が添付されておりますが、平成18年頃に農地法を理解しないまま許可を得ず、隣接するパン屋に駐車場として貸してしまった旨が記載されており、今回、追認で許可を得ようとするものです。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に関連し、農業委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員

はい、農業委員5番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、○○から北西に、約 $570\text{m}$ の位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が宅地と市道です。申請実現の確実性としましては、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

2番につきまして、ご説明いたします。

申請人は、○○、申請地は、蒲生町下久徳の畠、1筆、

事務局	1, 216 m <sup>2</sup> のうち496 m <sup>2</sup> です。農地区分は、第2種農地、転用目的は、一般住宅となっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連し、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、○○から西に、約380mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が里道、西が雑種地、南が畠、北が宅地と畠です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番と2番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。
———— 日程第6 議案第4号 ———	
議長	次に、日程第6、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から8番について、説明をお願いします。

議 長	まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、6ページから8ページでございます。今月の申請件数につきましては、8件となっております。</p> <p>それでは、1番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借入）は、〇〇、譲渡人（貸入）は、〇〇、土地の所在は、松原町三丁目、畠が1筆で、面積が71m<sup>2</sup>です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、申請地を取得して、宅地造成（1区画）に利用するためとのことです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地22-10の宅地245.85m<sup>2</sup>と一体利用で、全事業面積が316.85m<sup>2</sup>となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>はい、農業委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南東に、約80mの位置です。被害防除現況としましては、東が宅地、西が市道、南が市道、北が宅地と市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、2番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借入）は、〇〇、譲渡人（貸入）は、〇〇、土地の所在は、蒲生町下久徳、田が1筆で、面積が1,771m<sup>2</sup>です。権利の内容は、所有権移転、農地区分は、第2種農地、転用目的は、建築条件付売買予定地で、申請理由は、建築条件付売買予定地（6区画）を造成し、自社の経営安定を図るものであります。</p> <p>こちらの申請は、隣接地4-27の宅地153.43m<sup>2</sup>と一体利用で、全事業面積が230.43m<sup>2</sup>となります。</p>

	事務局	以上で説明を終わります。
議長		ただいまの説明に関連して、推進委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	はい、推進委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地ですが、他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、○○から西に、約45mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が田と宅地、西が里道、南が雑種地、北が農道です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長		次に、3番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人（借入）は、○○、譲渡人（貸人）は、○○、土地の所在は、加治木町木田、田が1筆で、面積が897m <sup>2</sup> です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、共同住宅で、申請理由は、申請地に共同住宅（1棟）を建築し、その運営を行うことで自社の生活安定を図ることです。 以上で説明を終わります。
議長		ただいまの説明に関連して、推進委員12番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	はい、推進委員12番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、○○から北東に、約220mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が用悪水路、北が宅地と雑種地です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長		次に、4番について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、4番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、東餅田、畠が1筆で、面積が230m<sup>2</sup>です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、閑静な住宅街で希望住宅の建築が可能だと判断したためとのことです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員1番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員1番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北東に、約440mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が市道、北が水路です。申請実現の確実性としましては、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見あります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、5番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、5番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、加治木町木田、田が1筆で、面積が789m<sup>2</sup>です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、住宅需要の条件としては揃っているため、宅地造成（8区画）を計画することです。</p> <p>また、こちらの申請は、隣接地の田の排水ができなくなることから、隣接地の田の排水を確保することを許可書の条件に付します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>本件につきましては、議案第2号の1番で、農業委員18番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。</p> <p>次に、6番について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>それでは、6番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、他1名、土地の所在は、平松、地目は畠、2筆で、合計面積が844m<sup>2</sup>です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（3区画）して、その販売を行うことで、自社の経営安定を図ることです。</p> <p>こちらの申請は、隣接地6297-1の宅地の一部147.27m<sup>2</sup>と一体利用で、全事業面積が991.27m<sup>2</sup>となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、農業委員5番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約50mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地（一体利用地）、西が畠、南が畠、北が畠です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、7番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、7番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借人）は、〇〇、譲渡人（貸人）は、〇〇、土地の所在は、深水、地目は田、1筆で、面積が72m<sup>2</sup>です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第1種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、蒲生・姶良で伐採した木材の中間置場として利用したいとのことです。</p> <p>こちらの申請は、資材置場なので、工事の完了の報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付します。</p> <p>また、こちらの申請は、第1種農地のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	<p>はい、農業委員3番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、○○から北東に約1,040mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が県道、南が田、北が市道です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件として、農現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>それでは、8番につきまして、ご説明いたします。</p> <p>譲受人（借入）は、○○、譲渡人（貸人）は、○○、土地の所在は、平松、地目は畠、2筆で、合計面積が53m<sup>2</sup>です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、通路で、申請理由は、境内地の通路が狭いため、拡張したいとのことです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	<p>はい、推進委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、○○から南東に、約140mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が県道、北が宅地です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、農現地調査委員としましては、許可意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議長	これより、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から8番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
———— 日程第7 議案第5号 ———	
議長	次に、日程第7、議案第5号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。
	1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	説明に入る前に、資料の訂正をお願いいたします。 総会資料9ページ、議案第5号、農地の利用目的変更届についての1番ですが、農地区分についてです。資料が第2種農地、土地改良事業あり、広がり10ha未満と記載がありますが、第1種農地、土地改良事業ありで、広がりが10ha以上と変更をお願いします。あわせて、現地調査報告書の18ページ上段の農地区分についても第2種農地から、第1種農地に変更をお願いいたします。 この変更については、事前に4名の現地調査員にも承諾を得ております。ご迷惑をかけて申し訳ありませんでした。 それでは、議案第5号、農地の利用目的変更届についてご説明いたします。総会資料は、9ページ、今月の申請件数につきましては、1件です。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 申請人は、○○、土地の所在は、住吉の田、2筆、面積1,992m <sup>2</sup> です。農地区分は、第1種農地と判断されます。

事務局	これは、先ほどの議案第1号、農地法第3条において、〇〇・〇〇から所有権移転の案件になります。使用目的は畑で、野菜の収穫を増やすためということです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員3番です。調査報告いたします。農地区分は、第1種農地であります。申請地の位置は、〇〇から西に約600mの位置にあります。被害防除現況は、東が水路、西が水路、南が農道、北が田です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	これより、議案第5号、農地の利用目的変更届について、質疑に入ります。 質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、お諮りいたします。議案第5号、農地の利用目的変更届について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第5号、農地の利用目的変更届については、原案のとおり承認することに、決定しました。
———— 日程第8 議案第6号 ———	
議長	次に、日程第8、議案第6号、非農地証明願について、議題に供します。  1番について、事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、議案第6号、非農地証明願について、説明いたします。総会資料は、10ページです。申請件数は、1件となっております。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>申請人は、○○、申請地は、平松の畠、1筆、面積390m<sup>2</sup>です。農地区分は、第3種農地、現況は宅地であります。昭和43年6月に一般住宅が建築されて以降、宅地として利用されているとのことで、非農地証明願が提出されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>はい、推進委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地であります。申請地の位置は、○○から北西に約130mの位置にあります。被害防除現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となってから20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第6号、非農地証明願について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	[質疑・意見なし]
議長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第6号、非農地証明願について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]
議長	<p>賛成多数により、議案第6号、非農地証明願については、原案のとおり承認することに、決定しました。</p>

―― 日程第9 議案第7号 ――

議長	<p>次に、日程第9、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。</p> <p>1番から20番について、事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、ご説明します。総会資料の11ページをご覧ください。</p> <p>契約の始期は、令和7年12月31日を予定しております。新規20筆、合計27,993m<sup>2</sup>です。契約年数につきましては、5年間が5件、6年間が1件、10年間が6件となっております。契約の詳細につきましては、12ページから13ページに記載しておりますのでご確認ください。</p> <p>なお、農政課への地域計画にかかる意見照会につきましては、貸借予定地20筆中17筆が地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。</p> <p>また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。</p> <p>議事参与についてですが、今月は該当がありませんでしたので、ご報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これより、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から20番について、質疑に入ります。</p> <p>質疑のある委員は、举手をお願いします。</p>
委員	[質疑・意見なし]
議長	<p>それでは、お諮りいたします。議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から20番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、举手をお願いします。</p>
委員	[賛成多数]

議長	賛成多数により、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、1番から20番については、原案のとおり承認することに、決定しました。
———— 日程第10 ———	
議長	次に、日程第10、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。
事務局	<p>それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。</p> <p>別紙、農用地利用集積等促進計画の認可・公告について、鹿児島県知事通知をご覧ください。</p> <p>県知事の認可日は、令和7年11月14日、同日付で公告となつております。</p> <p>概要については2ページ、各筆の明細については、3ページから4ページをご確認ください。貸付開始日は令和7年12月1日、新規19筆、30, 340m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、举手をお願いします。
委員	[質疑・意見なし]
議長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
———— 日程第11 ———	
議長	次に、日程第11、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
事務局	<p>それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。今月は、16件が提出されております。</p> <p>内容につきましては、別紙、合意解約（11月分）をご確認ください。○○関連と、3条申請に伴う解約が主となっております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、举手をお願いします。

委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
———— 日程第12 ————	
議 長	次に、日程第12、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	[意見等なし]
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	[事務局から] <ul style="list-style-type: none"> <li>○農地利用最適化推進委員の応募に係る今後のスケジュールについて</li> <li>○非農地の確定調査（タブレットの活用）について</li> </ul>
議 長	それでは、以上をもちまして、令和7年11月、姶良市農業委員会総会を、閉会いたします。
事務局	姿勢を正してください。一同礼。

## 議事録署名委員

署名委員\_\_\_\_\_

署名委員\_\_\_\_\_